水 道 事 業 年 報

貝塚市水道事業

➢ 令和7年度決算分までを対象に作成しています

目　　次

Ⅰ　事業の概要
1. 貝塚市の沿革と概要 …… 1
2. 拡張事業 …… 2
3. 整備事業 …… 4
4. 水道料金の変遷 …… 6
5. 工事納付金の変遷 …… 11

Ⅱ　機構
1. 機構図 …… 13
2. 事務分掌 …… 14
3. 職員状況
（1） 職員配置 …… 16
（2） 年齢別職員構成 …… 16
（3） 在職年数別職員構成 …… 16

Ⅲ　施設
1. 水道施設位置と給水区域図 …… 17
2. 施設概要 …… 18
3. 給水系統図 …… 20
4. 施設水位高低図 …… 21

Ⅳ　業務
1. 業務量の推移 …… 23
2. 取水量･配水量 …… 24
3. 薬品･電力使用量 …… 25
4. 水質試験 …… 26
5. 用途別有収水量 …… 28
6. 用途別料金調定表 …… 28
7. 料金徴収別構成 …… 29
8. 給水工事及び修繕工事取扱状況 …… 30
9. メーター取扱状況 …… 30

Ⅴ　経理
1. 収益的収入及び支出 …… 31
2. 費用構成 …… 32
3. 資本的収入及び支出 …… 33
4. 損益計算書 …… 34
5. 貸借対照表 …… 35
6. 供給単価及び給水原価
（1） 年度別内訳 …… 36
（2） 給水原価内訳 …… 36
【参考】① 府下各市供給単価及び給水原価比較表 …… 37
② 府下各市一般家庭用水道料金比較表 …… 38

Ⅵ　経営分析
1. 業務分析 …… 39
2. 財務分析 …… 40
3. 労働生産性 …… 42

Ⅰ　事　業　の　概　要

１．貝塚市の沿革と概要

２．拡張事業

３．整備事業

４．水道料金の変遷

５．工事納付金の変遷

1. 貝塚市の沿革と概要

貝塚市は、明治22年の町村制施行以来、貝塚町、麻生郷村、島村、南近義村、北近義村、木島村、西葛城村の７町村に分かれていました。
その後、昭和６年４月１日に貝塚町、麻生郷村、島村、南近義村、北近義村の５町村が合併し、新しく貝塚町として発足しました。
昭和10年４月15日には木島村を併合。
さらに昭和14年４月１日、西葛城村も編入され、ほぼ現在の市域が形成されました。
そして昭和18年５月１日、待望の貝塚市誕生を迎え、現在に至っています。



市勢概要（令和8年3月31日現在）

●面積　43.93ｋ㎡
●位置　東経　135度19分～26分
　　北緯　34度20分～27分
●広ぼう　東西　4.8Km
　　南北　16.0Km
●海抜　0～857m
●計画給水人口　90,100人
●給水人口　80,205人
●給水戸数　38,917戸
●年間総配水量　9,110,217㎥

2. 拡張事業

事　業　名	認可年月	着工年月	竣工年月	計　画　給　水　区　域
創　　設	昭和９年６月	昭和９年10月	昭和11年３月	旧貝塚町一円
第１次拡張事業	昭和24年４月	昭和24年４月	昭和28年３月	新井・福田・久保地区を拡張
第２次拡張事業	昭和28年５月	昭和28年６月	昭和34年３月	全市(蕎原・大川・秬谷・木積畑地区を除く)
第３次拡張事業	昭和35年３月	昭和35年４月	昭和42年３月	既認可と同じ
第４次拡張事業	昭和42年３月	昭和42年４月	昭和47年３月	既認可と同じ
第５次拡張事業	昭和46年10月	昭和46年10月	昭和50年３月	既認可と同じ
第６次拡張事業	昭和60年５月	昭和60年５月	平成15年３月	既給水区域に二色の浜環境整備事業の区域を加える
第６次拡張事業 （計画変更）	平成15年３月	平成15年４月	平成21年３月	木積畑地区を拡張
第７次拡張事業	平成21年１月	平成21年４月	平成28年３月	蕎原簡易水道給水区の統合
	平成26年２月 変更届	平成26年４月	平成29年３月	給水区域の拡張（大川・秬谷地区等未普及地域の追加）

計画 給水人口	計画１日 最大給水量	事業費	事業内容
人 18,000	㎥ 2,286	千円 245	１．津田水源地施設建設 ・表流水取水設備新設 ・深井戸１本新設
20,000	5,000	29,500	１．津田水源地施設の拡充 ・深井戸１本、急速ろ過施設２池、500㎥配水池１池増設 ・沈澱池・ばっ気槽の新設
40,000	10,000	119,497	１．半田配水場、清児ポンプ所､三ツ松ポンプ所建設 ２．半田配水場：深井戸１本、急速ろ過池設置
60,000	21,000	555,700	１．津田水源地：深井戸５本新設・１本掘替、浄水施設、配水設備の増設、中央管理棟の建設 ２．半田配水場：深井戸１本新設、浄水設備、配水設備の増設
81,480	32,590	745,847	１．名越受水場に2,000㎥受水池建設 ２．水間ポンプ所に1,000㎥配水池建設 ３．水間山上配水池に550㎥配水池建設 ４．津田浄水場：深井戸５本新設、浄水施設の改良
84,000	39,480	868,000	１．津田浄水場 ・深井戸２本新設、浄水施設の増設及び改良、4,000㎥配水池増設 ２．東山配水場に3,000㎥配水池建設
89,310	43,800	6,278,922	１．津田浄水場と東山配水場の間に相互連絡管の布設と送水ポンプの設置(自己水の有効利用と安定給水を図る) ２．貝塚中央線､大阪臨海線、国道170号線(外環状線)への管路整備(配水能力の強化を図る) ３．給水拠点の変更として、名越受水場廃止と三ツ松受水場・三ケ山配水場建設(ポンプ圧送方式から自然流下方式に転換) ４．東山配水場に4,500㎥配水池２池増設
96,000	42,900	957,211	１．木積畑地区への給水 ２．三ツ松受水場に1,000㎥受水池増設 ３．三ケ山配水場に3,000㎥配水池増設 ４．三ケ山山上配水池に500㎥配水池２池増設
96,100	39,800	5,483,000	１．蕎原簡易水道の統合 ２．津田浄水場：送配水設備（中央管理棟、中央監視設備含む）、浄水処理設備の更新
90,100	33,600	4,455,874	３．未普及地域の解消：大川秬谷地区

3. 整備事業

事　業　名	着工年月	竣工年月	事業費	事業目標
上水道整備事業	昭和49年４月	昭和53年３月	千円 762,000	・公共水域への水質汚濁防止対策
配水管更生事業	昭和53年４月	平成６年３月	599,688	・赤水防止対策
石綿セメント管更新事業	平成６年４月	平成12年３月	855,909	・漏水防止及び震災対策

上水道施設整備計画 (ｱｸｱ計画Ｃ-21)	平成８年４月	平成21年３月	3,907,743	・災害に強い水道施設の構築 ・供給安定性の向上 ・安全でおいしい水の確保 ・給水サービスの向上 ・効率的な施設管理の実施 ・市民皆水道の達成

※上水道施設整備計画は、一部第６次拡張事業及び第６次拡張事業（計画変更）として実施する。

水道事業基本計画 (第２次ｱｸｱ計画C-21)	平成21年４月	平成31年３月	8,480,000	・安心して飲める水道水の供給 ・いつでもどこでも利用できる水道 ・計画的・効率的で健全な事業運営 ・市民から愛される水道 ・環境に配慮した水道 ・国際社会と協力し合う水道

※水道事業基本計画は、一部第７次拡張事業として実施する。

かいづか水道ビジョン2019	令和元年４月	令和11年３月	8,323,514	・安心して飲んでいただける安全な水道水の供給 ・いつでも使っていただける水道水の確保 ・ずっと信頼していただける水道事業の確立

事　　業　　内　　容
1.津田浄水場に排水処理施設新設
1.ライニング工事　　L＝28,146m
1.石綿セメント管布設替工事　　L＝8,955m

1.三ツ松受水場受水池（1,000㎥）１池新設、受水池（1,000㎥）１池増設
2.三ケ山配水場配水池（3,000㎥）１池新設、配水池（3,000㎥）１池増設
3.東山配水場配水池（4,500㎥）１池増設
4.三ケ山山上配水場配水池（500㎥）２池増設
5.木積畑地区への給水
6.深井戸の掘り替え３井

1.津田浄水場：送配水設備(中央管理棟､中央監視設備を含む)､浄水処理設備､排水処理施設の更新
2.深井戸の掘り替え３井
3.蕎原簡易水道の統合
4.秬谷・大川地区への給水
5.施設・管路の耐震化
6.マッピングシステムの導入

1.深井戸掘り替え
2.配水池（津田浄水場4000ｔ、東山配水場２号配水池等）　耐震補強
3.自家用発電設備（津田浄水場、三ツ松受水場、三ケ山配水場、木積中継ポンプ場）　設置
4.排水処理施設（津田浄水場）　更新
5.電気設備等（三ツ松受水場、三ケ山配水場）　更新
6.老朽管布設替更新

4. 水道料金の変遷

種別		昭和１１年４月改定			昭和２１年４月改定		
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)
家事(専用)		8	1	0.10	8	3	0.30
官公署学校病院その他これに類似のもの		18	4.50	0.08	18	12	0.25
湯屋営業用		280	22.40	0.08	560	100	0.25
原動力会社その他これに類似のもの		90	10	0.10	1	18	0.30
家事（共用）		5	0.50	0.08	5	1.50	0.25
工事その他により一時使用のもの		1		0.07以上0.25以下	1		0.07以上0.50以下
洗濯営業用		80	7.20	0.09	80	15	0.25
庭園栓		10	1.60	0.22	10	4	0.25
私設防火栓防火演習用		1栓1回10分間	2		1栓1回10分間	5	
散水用		0.2	0.015	0.015	0.2	0.05	0.05
量水器使用料	口径13㎜			0.20			0.40
	口径16㎜			0.30			0.60
	口径20㎜			0.35			0.70
	口径25㎜			0.55			1.10
	口径40㎜			0.70			1.50
	口径50㎜			1.50			3
	口径75㎜			2			4
	口径100㎜			3			6

種別		昭和２２年４月改定		
		基本料金		超過料金
		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)
家事（専用）	口径13㎜	8	15	1.50
	口径16㎜		17	
	口径20㎜		20	
	口径25㎜		35	
	口径40㎜		40	
	口径50㎜		50	
官公署学校病院その他これに類似のもの		18	50	1
湯屋営業用		500	300	1
原動力会社その他これに類似のもの		1	0.70	1.20
家事（共用）	口径13㎜	5	7.50	1
	口径16㎜		8.50	
	口径20㎜		10	
	口径25㎜		12.50	
	口径40㎜		20	
	口径50㎜		25	
工事その他により一時使用のもの		1	1.50以上3以下	
洗濯営業用		80	60	1
庭園栓		10	30	1.50
私設防火栓防火演習用		1栓1回10分間	20	0.20
量水器使用料		昭和21年4月と同じ		

種別		昭和２３年６月改定			昭和２３年１０月改定			昭和２４年８月改定		
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)
計量栓	家事用(専用)	8	32	5	8	50	7	8	60	9
	官公署学校病院用	20	80	5	20	125	7	20	160	9
	工場用	1	4	5	1	5.50	7	500	3,500	9
	一般営業用	15	90	8	20	180	10	20	230	7
	湯屋用	400	1,400	4	400	1,800	6	400	2,300	13
	家事用(共用)	5	20	4	5	30	6	5	35	8
定額栓	家事用(専用)	１戸 ４人以下	32	１人増毎 10	１戸 ４人以下	60	１人増毎 15	１戸 ４人以下	80	１人増毎 20
	家事用(共用)	１戸 ４人以下	30	１人増毎 8	１戸 ４人以下	40	１人増毎 10	１戸 ４人以下	50	１人増毎 10
	臨時用	1	10以上20以下		1	10以上20以下		1	10以上20以下	
	支栓水栓料	1栓につき　8			1栓につき　8			1栓につき　10		
	庭園栓	1栓につき 200			1栓につき 200			1栓につき 200		
	私設防火栓演習用	１栓1回10分間 50			－			－		
	量水器使用料	1栓につき　5			1栓につき　5			1栓につき　15		

種別		昭和２６年９月改定			昭和２７年６月改定		
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)
計量栓	一般家事用(専用)	10	95	12	10	115	15
	官公用	20	200	12	20	240	15
	工場用	500	4,000	10	500	4,800	13
	一般営業用	20	230	13	－		
	湯屋用	400	3,000	8	400	3,800	10
	一般家事用(共用)	6	55	10	6	65	13
定額栓	一般家事用(専用)	１戸 ４人以下	120	１人増毎 25	１戸 ４人以下	150	１人増毎 25
	一般家事用(共用)	１戸 ４人以下	70	１人増毎 20	１戸 ４人以下	95	１人増毎 20
	臨時用	1	10以上20以下		1	10以上20以下	
	支栓水栓料	1栓につき　10			1栓につき　10		
	庭園栓	1栓につき 200			1栓につき 250		
	量水器使用料	1栓につき　15			1栓につき　15		

種別		昭和３０年４月改定			昭和３２年４月改定		
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)
計量栓	一般家事用(専用)	10	150	18	10	180	22
	官公用	20	300	18	20	360	22
	工場用	500	6,500	17	250	3,750	20
					500	7,500	
	湯屋用	500	5,600	13	500	6,720	15
	一般家事用(共用)	6	85	17	6	100	20
定額栓	一般家事用(専用)	１戸 ４人以下	200	１人増毎 32	１戸 ４人以下	240	１人増毎 40
	一般家事用(共用)	１戸 ４人以下	125	１人増毎 25	１戸 ４人以下	150	１人増毎 30
	臨時用	1	10以上20以下		1	25以上35以下	
	支栓水栓料	1栓につき　10			－		
	庭園栓	1栓につき 250			1栓につき 300		
	三ケ山簡易水道(一般家事専用)	10	250	30	10	250	30
	王子簡易水道(一般家事専用)	10	300	35	10	300	35
	量水器使用料	1栓につき　15			1栓につき　20		

種別		昭和３５年４月改定			昭和３８年４月改定		
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)
計量栓	一般家事用(専用)	10	180	24	10	180	24
	官公用	20	400	24	20	400	24
	工場用	250	4,500	20	250	4,500	20
		500	9,000		500	9,000	
	湯屋用	500	8,064	18	500	8,064	18
	一般家事用(共用)	6	100	20	6	100	20
臨時用		1	35以上50以下		1	35以上50以下	
庭園栓		1栓につき 300			1栓につき 300		
三ケ山簡易水道(一般家事専用)		8	300	35	廃止		
王子簡易水道(一般家事専用)		8	300	35	廃止		
量水器使用料		1栓につき 20			1栓につき 20		

種別	昭和４２年１１月改定				昭和４６年１０月改定			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	
家事用	10	220	11㎥～ 30㎥	35	～5㎥	120	11㎥～20㎥	40
			31㎥～300㎥	38	6～10㎥	230	21㎥～30㎥	50
			301㎥～	40			31㎥～	60
官公用	20	700	35		20	900	55	
工場用	250	7,500	40		250	9,000	58	
	500	15,000			500	18,000		
湯屋用	500	11,200	30		200	6,000	40	
					500	15,000		
家事用(共用)	6	120	25		6	100	7㎥～10㎥	20
							11㎥～20㎥	30
							21㎥～30㎥	40
							31㎥～	50
臨時用	1	50～70			1	100		
量水器使用料	1栓につき 20				1栓につき 20			

種別	昭和４９年１１月改定			
	基本料金		超過料金	
	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	
家事用	～5㎥	160	11㎥～20㎥	45
	6～10㎥	280	21㎥～30㎥	75
			31㎥～	95
官公用	20	1,500	21㎥～300㎥	90
			301㎥～	95
工場用	150	8,250	90	
	300	16,500		
湯屋用	200	6,000	45	
	500	15,000		
家事用(共用)	6	140	7㎥～50㎥	40
			51㎥～	60
臨時用	5	900	180	
量水器使用料	1栓につき 30			

種別	昭和５１年６月改定				昭和５３年４月改定			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	
家事・業務等小口使用	～5㎥	240	11㎥～20㎥	80	10	610	11㎥～20㎥	105
			21㎥～30㎥	130			21㎥～30㎥	155
	6㎥～10㎥	450	31㎥～1,000㎥	160			31㎥～1,000㎥	190
			1,001㎥～2,000㎥	180			1,001㎥～2,000㎥	215
			2,001㎥～	200			2,001㎥～	240
官公用	20	2,600	160		20	3,250	200	
湯屋用	200	6,000	45		200	7,500	55	
	500	15,000			500	18,750		
業務・工場等大口使用	200	口径20以下 18,000	201㎥～500㎥	130	200	口径20以下 18,900	201㎥～500㎥	155
		25 18,500				25 19,400		
		40 19,500				40 20,500		
		50 21,000	501㎥～	155		50 21,000	501㎥～	185
		75 28,500				75 28,500		
		100 43,000				100 43,000		
		150 102,000				150 102,000		
家事共用	6	140	7㎥～50㎥	40	6	175	7㎥～50㎥	50
			51㎥～	60			51㎥～	75
臨時栓	0	1,000	300		0	1,250	375	
量水器使用料	1栓につき 50				1栓につき 70			

種別	昭和５５年４月改定				平成９年４月改定			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)		水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	
家事・業務等小口使用	10	750	11㎥～20㎥	125	10	850	11㎥～20㎥	115
			21㎥～30㎥	185			21㎥～30㎥	165
			31㎥～1,000㎥	230			31㎥～50㎥	200
			1,001㎥～2,000㎥	260			51㎥～100㎥	210
			2,001㎥～	290			101㎥～500㎥	220
							501㎥～1,000㎥	230
							1,001㎥～2,000㎥	260
							2,001㎥～	290
官公用	20	4,000	245		20	4,000	21㎥～50㎥	225
							51㎥～100㎥	235
							101㎥～500㎥	245
							501㎥～	255
湯屋用	200	9,000	65		200	10,000	65	
	500	22,500			500	25,000		
業務・工場等大口使用	200	口径20以下 24,600	201㎥～500㎥	185	200	口径20以下 27,600	201㎥～500㎥	210
		25 25,300				25 28,400		
		40 26,700				40 30,000		
		50 27,300	501㎥～	225		50 30,600	501㎥～	260
		75 34,200				75 38,400		
		100 51,600				100 57,900		
		150 122,400				150 122,400		
家事共用	6	210	7㎥～50㎥	60	6	210	7㎥～50㎥	60
			51㎥～	90			51㎥～	90
臨時栓	0	1,500	450		0	1,500	450	
量水器使用料	1栓につき 90				1栓につき 90			

*平成元年４月からの消費税３％については、内税として現行料金に含め対応する。
*平成９年４月からの消費税５％については、改定料金に100分の105を乗じて得た額とする。

種　　別	平成１４年４月改定			
	基本料金		超過料金	
	水量(㎥)	料金(円)	1㎥付(円)	
家事・業務等小口使用	10	940	11㎥～20㎥	125
			21㎥～30㎥	175
			31㎥～50㎥	210
			51㎥～100㎥	220
			101㎥～200㎥	235
			201㎥～500㎥	250
			501㎥～1,000㎥	275
			1,001㎥～	300
官公用	20	4,100	21㎥～50㎥	235
			51㎥～100㎥	245
			101㎥～500㎥	255
			501㎥～1,000㎥	265
			1,001㎥～	275
湯屋用	200	11,000	65	
	500	27,500		
業務・工場等大口使用	200	口径20以下 32,500	201㎥～500㎥	250
		25 33,500		
		40 34,500	501㎥～1,000㎥	275
		50 35,500		
		75 44,500	1,001㎥～	300
		100 62,500		
		150 125,500		
家事共用	6	240	7㎥～50㎥	60
			51㎥～	90
臨時栓	0	1,500	500	

（量水器使用料は廃止）

*料金は、上表の区分により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。
*平成26年４月からの料金は、上表の区分により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。
*令和元年10月からの料金は、上表の区分により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
*令和２年５月から令和４年４月検針分については、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として、家事・業務等小口使用、湯屋用、業務・工場等大口使用の基本料金を５割減額。

５．工事納付金の変遷

（単位：円）

ﾒｰﾀｰ口径	昭和46年４月改定	昭和48年４月改定	昭和49年11月改定（※１）	昭和51年６月改定（※２）
13㎜	20,000	20,000	30,000	40,000
20㎜	30,000	50,000	75,000	100,000
25㎜	40,000	80,000	120,000	160,000
40㎜	100,000	200,000	300,000	450,000
50㎜	150,000	300,000	450,000	680,000
75㎜	450,000	900,000	1,350,000	2,000,000
100㎜	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,500,000
150㎜	3,500,000	7,000,000	10,500,000	市長が別に定める額

ﾒｰﾀｰ口径	昭和53年４月改定（※３）	昭和55年４月改定	昭和61年６月改定	平成７年４月改定
13㎜	40,000	50,000	100,000	100,000
20㎜	100,000	120,000	120,000	120,000
25㎜	160,000	200,000	200,000	200,000
40㎜	450,000	550,000	550,000	550,000
50㎜	680,000	820,000	820,000	820,000
75㎜	2,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
100㎜	4,500,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000
150㎜	市長が別に定める額	市長が別に定める額	市長が別に定める額	管理者が別に定める額

※１　メーター口径が13㎜から25㎜までについて市内１年以上在住者は免除する。
※２　メーター口径が13㎜から25㎜までについて市内１年以上在住者は1/2を免除する。
※３　免除項目は削除する。

＊平成元年４月からの消費税３％については、上記料金に含め対応。平成９年４月からの工事納付金は、上記料金に100分の105を乗じて得た額とし、平成26年４月からの工事納付金は、上記料金に100分の108を乗じて得た額とし、令和元年10月からの工事納付金は、上記料金に100分の110を乗じて得た額とする。

このページは空白です。